

第3回 あびこeモニターアンケート 「幼児教育・保育の無償化について」集計結果

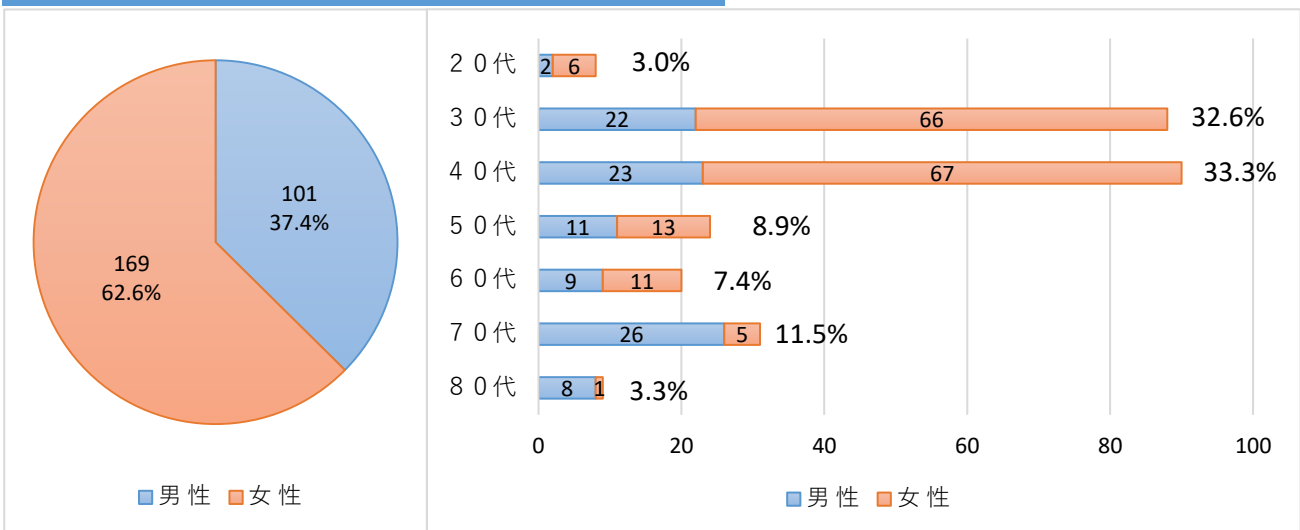
アンケート送信日	令和元年9月2日（月）
実施期間	令和元年9月2日（月）から令和元年9月15日（日）まで
登録者数	270名
回答者数	196名
回答率	72.59%

<実施の目的>

令和元年10月より実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、この新制度への市民の皆様の認知度を把握し、今後の参考とするとともに、eモニターで取り上げ周知を図るためアンケートを実施します。

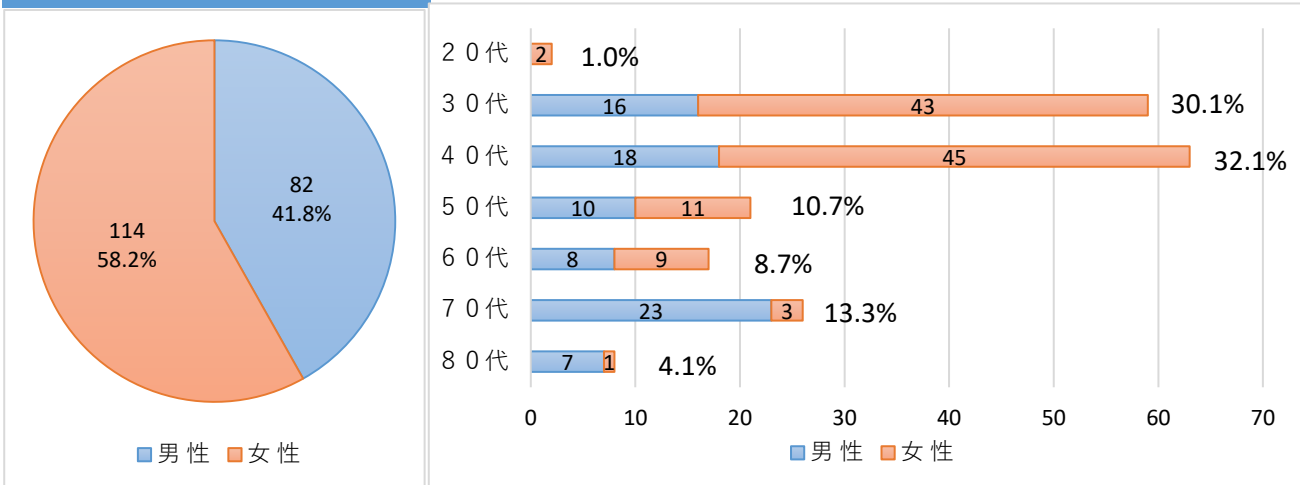
<あびこeモニターアンケート登録者の内訳>（人）

令和元年9月17日現在



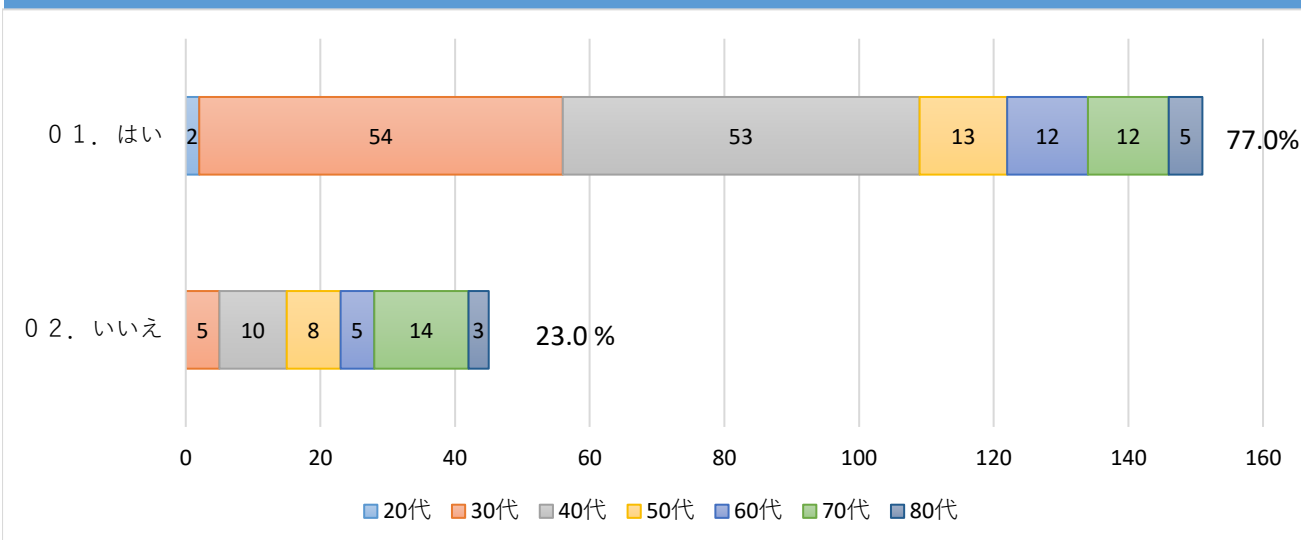
<アンケート回答者の内訳>

令和元年9月17日現在



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。（次ページ以降も同じ。）

問1 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されることをご存知ですか。



<コメント>

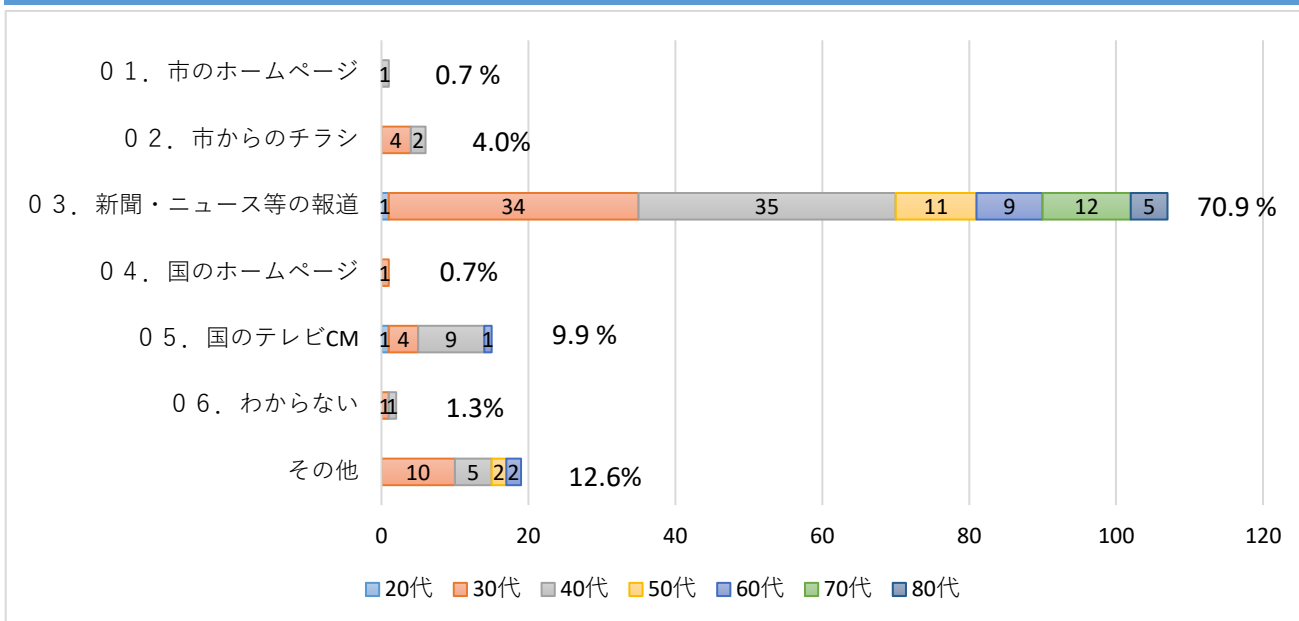
令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

【無償化の概要】

- ・ 3～5歳児までの幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたちの保育料が無償化
- ・ 保育料を園が定めている幼稚園を利用する子どもたちの保育料が月額25,700円を上限として無償化
- ・ 3～5歳児までの幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちのうち、保育の必要性の認定を受けた方の預かり保育料が月額11,300円を上限として無償化
- ・ 3～5歳児までの保育の必要性の認定を受けた子どもたちのうち、保育園等を利用していない方の認可外保育施設等の利用料が月額37,000円を上限として無償化

制度の詳細については、我孫子市のホームページをご確認いただくか、または、保育課へお問い合わせください。<http://www.city.abiko.chiba.jp/kosodate/children/preschool/mushouka-new.html>

問2 問1ではいとお答えになった方に伺います。無償化については、何でお知りになりましたか。



【その他回答】

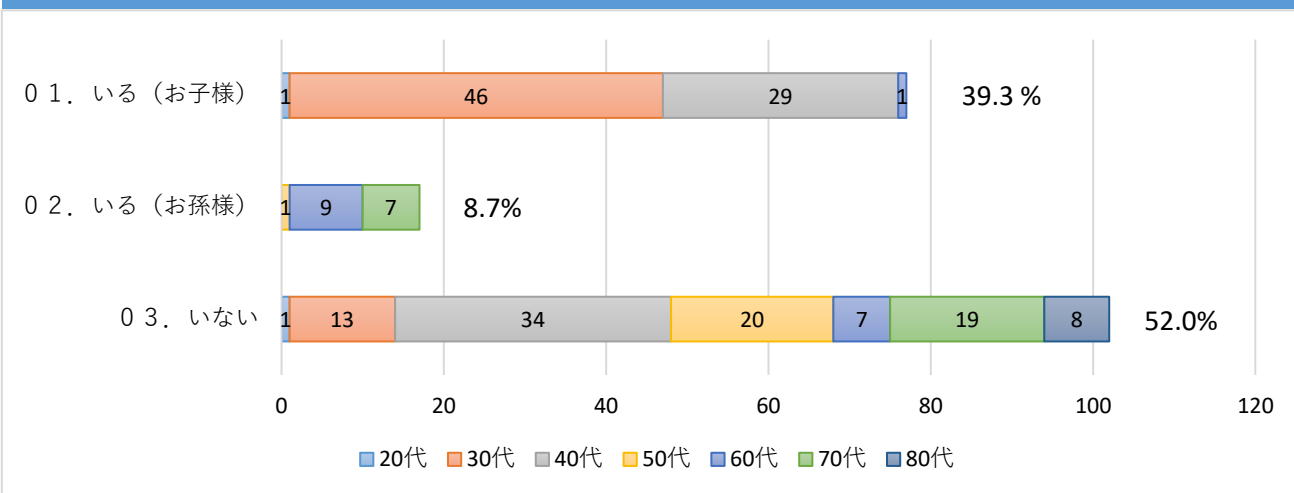
- 幼稚園から（同様の回答多数あり）
- 知人・友人から（同様の回答多数あり）
- 親族から（同様の回答複数あり）
- 電車のCM

<コメント>

今回の幼児教育・保育の無償化については、我孫子市のホームページ上でもご紹介している他、保育園や幼稚園等にお子様が在園されている方については、園を通して保育課で作成したチラシを配布しております。また、チラシについては、各行政サービスセンターにて配布しており、我孫子市のホームページ上からもダウンロードできますので、併せてご確認ください。

<http://www.city.abiko.chiba.jp/kosodate/children/preschool/mushouka-new.html>

問3 今現在就学前のお子様やお孫様がいらっしゃいますか。

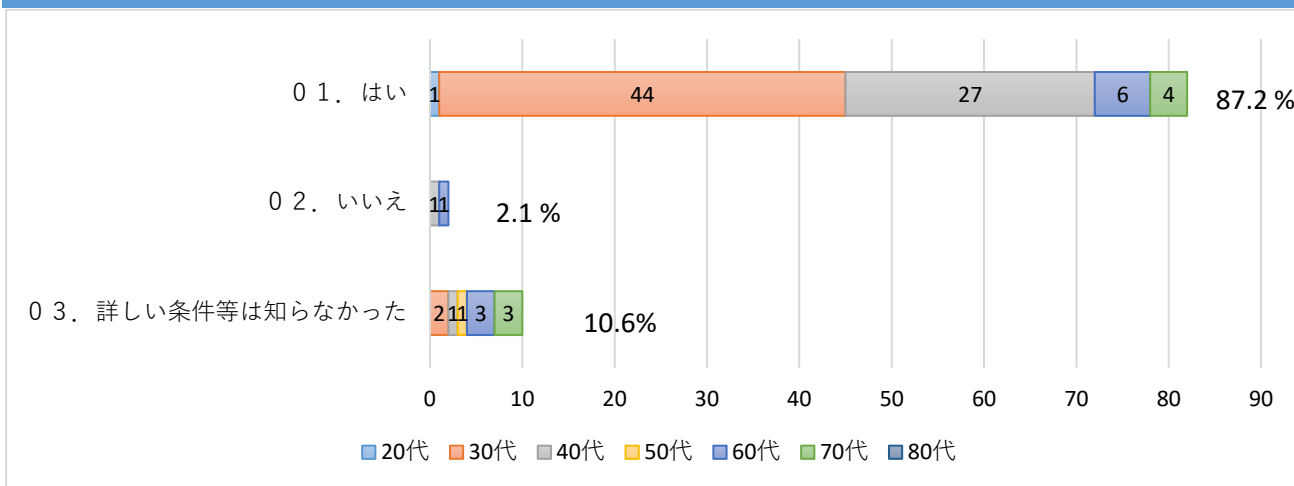


<コメント>

令和元年10月1日からの無償化は、幼児教育・保育に係るものであり、対象は就学前のお子様となります。

※ここからの設問は、問3で0 1又は、0 2と回答した方にお聞きしました。

問4 3～5歳児クラスの幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたちの利用料が無償化されることをご存知ですか。

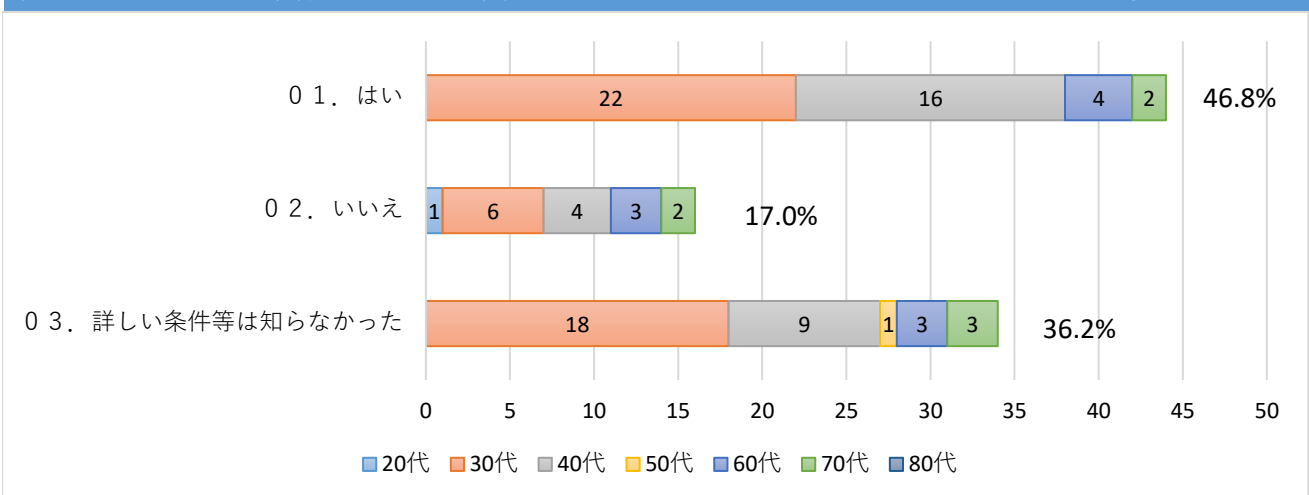


<コメント>

令和元年10月1日より、保育園、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスのすべての子どもの保育料が無償化となりました。

なお、保育料を園が定めている幼稚園については、保育料及び入園料（入園初年度のみ対象）が月額上限25,700円の範囲で無償化となり、認可外保育施設については、利用料が月額上限37,000円の範囲で無償化となります。

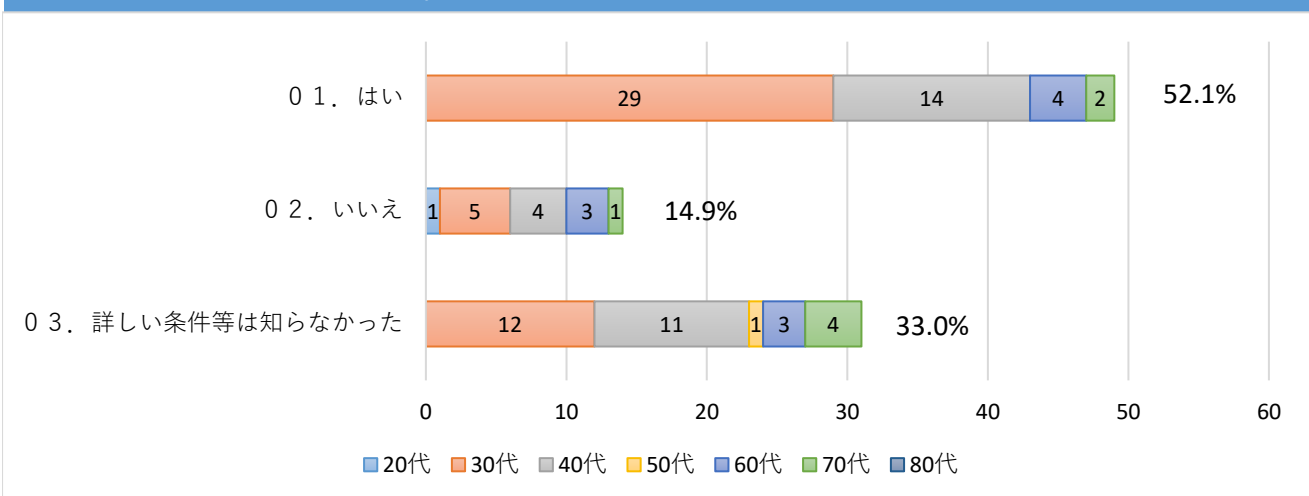
問5 0歳～2歳児クラスの子どもたちについては、保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯を対象として保育園、認定こども園等の利用料が無償化されることをご存知ですか。



<コメント>

保育園や認定こども園等を利用する0～2歳児クラスの子どもたちのうち、住民税非課税世帯は保育料が無償化されました。なお、無償化の対象とならない世帯については、今までと同様に世帯の住民税課税状況等に応じて決定した保育料をご負担いただきます。

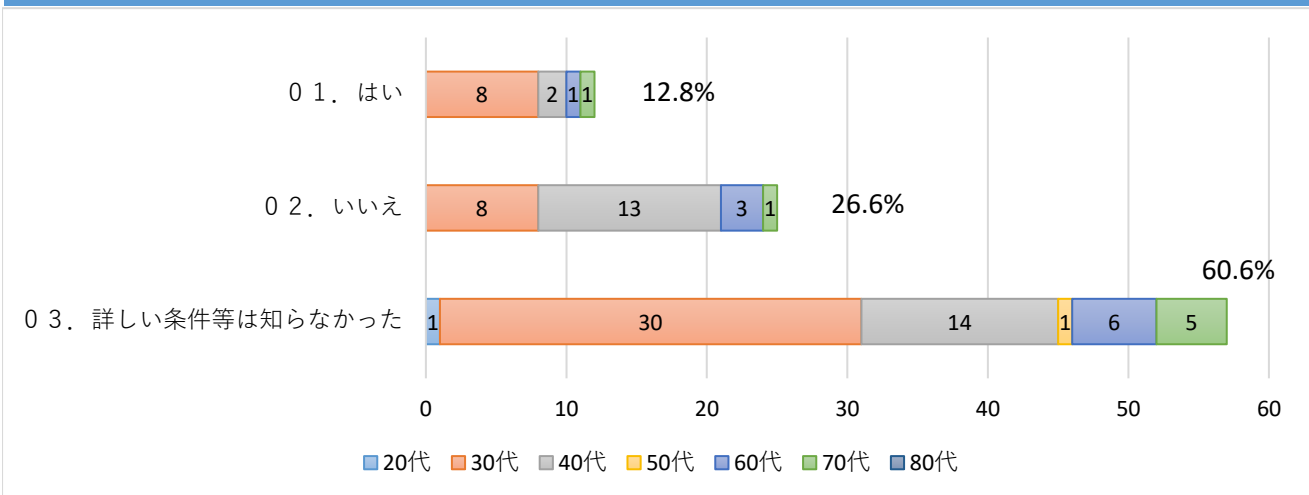
問6 保育料を園が定めている幼稚園については、月額25,700円を上限として入園料・保育料が無償化されることをご存知ですか。



<コメント>

保育料を園が定めている幼稚園については、園によって保育料が異なるため、月額25,700円を上限として保育料及び入園料が無償化となりました。この場合の入園料は、入園初年度に当該園に在園した月数で除して月額に換算し、保育料と合計したうえで、月額無償化上限額の25,700円と比較し、低い方が給付額となります。

問7 今回の無償化に伴い、待機児童解消の観点から、保育の必要性の認定を受けた方のうち、保育園等を利用していない方については、認可外保育施設等の利用料が、3～5歳児は月額37,000円、住民税非課税世帯の0～2歳児は月額42,000円を上限として無償となることをご存知ですか。

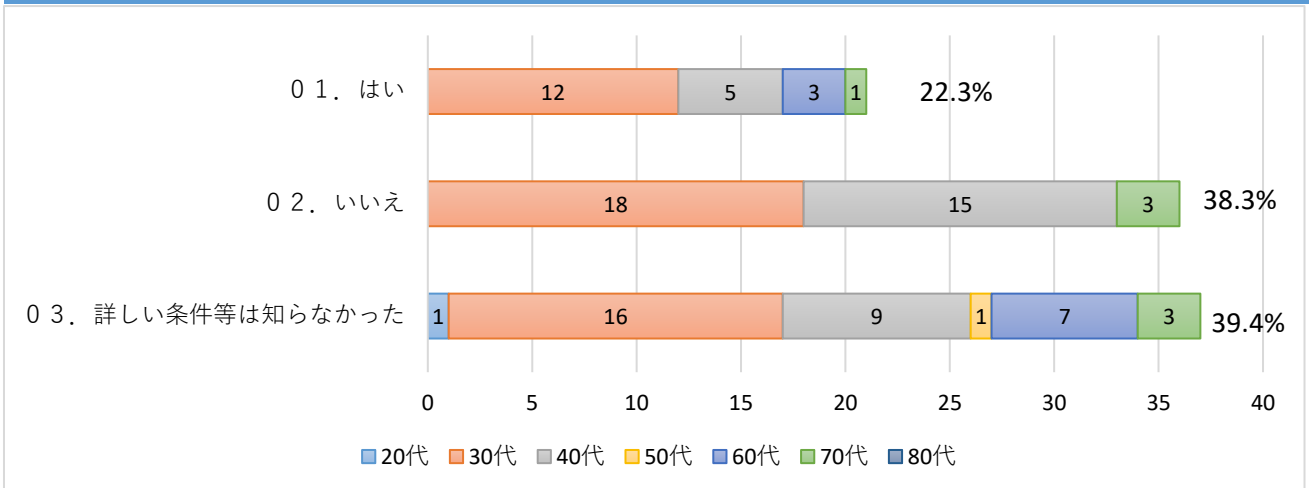


<コメント>

保育園に入園する場合と同等の要件（市によって要件が異なります）を満たし、市から「保育の必要性の認定」を受け、かつ保育園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用できない方が、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合に保育料が無償化の対象となりました。

無償化上限額は、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちは、月額37,000円、0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたちは、月額42,000円となります。

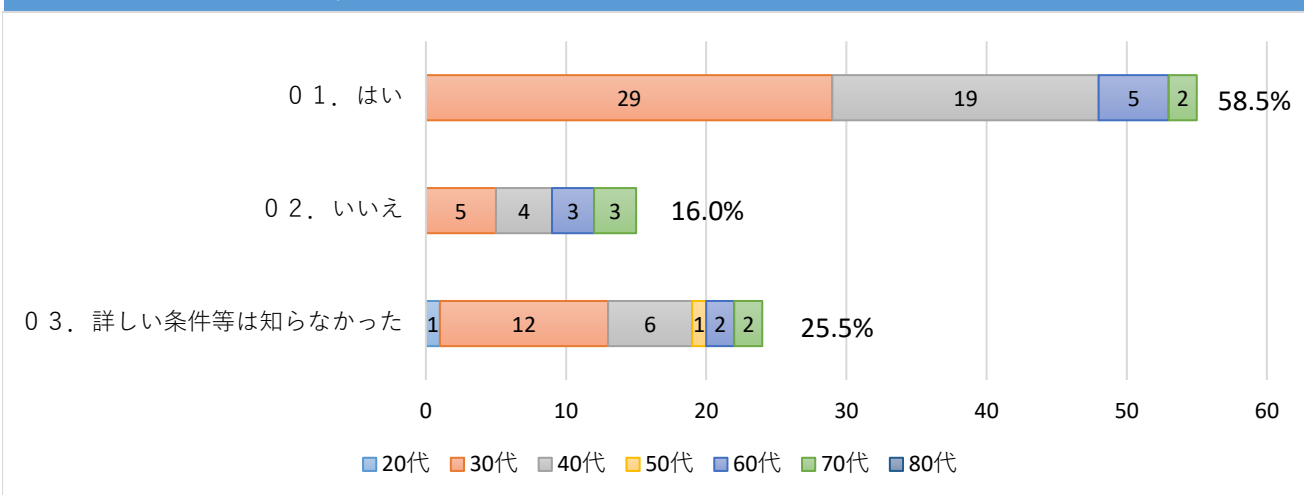
問8 認可外保育施設には、事業所や病院等の従業員の子どもを対象とした事業所内保育施設や居宅訪問型事業（いわゆるベビーシッター業）も含まれることをご存知ですか。



<コメント>

認可外保育施設には、事業所や病院等の従業員の子どもを対象とした事業所内保育施設や居宅訪問型事業（いわゆるベビーシッター業）も含まれます。また、認可外保育施設のうち、無償化の対象となるのは、都道府県に届出し、国が定める基準を満たす施設のみとなります。（ただし、基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間があります。）

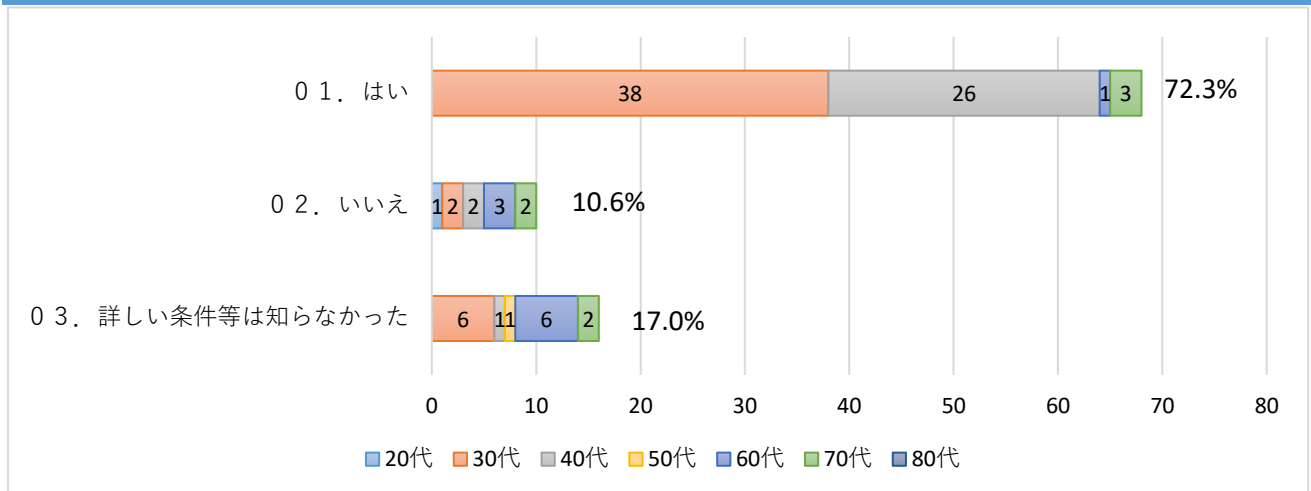
問9 幼稚園及び認定こども園の教育認定子どもについては、満3歳から利用料が無償化の対象となることをご存知ですか。



<コメント>

幼稚園及び認定こども園の教育認定（1号認定）を受けた子どもは、入園できる時期に合わせて満3歳（3歳に達した日から満3歳後最初の3月31日まで）から無償化の対象となりました。
 なお、保育料を園が定めている幼稚園については、月額25,700円を上限として保育料及び入園料が無償化となります。

問10 今回の無償化では、入園料・保育料以外の費用及び食材料費等は無償化の対象外であることをご存知ですか。



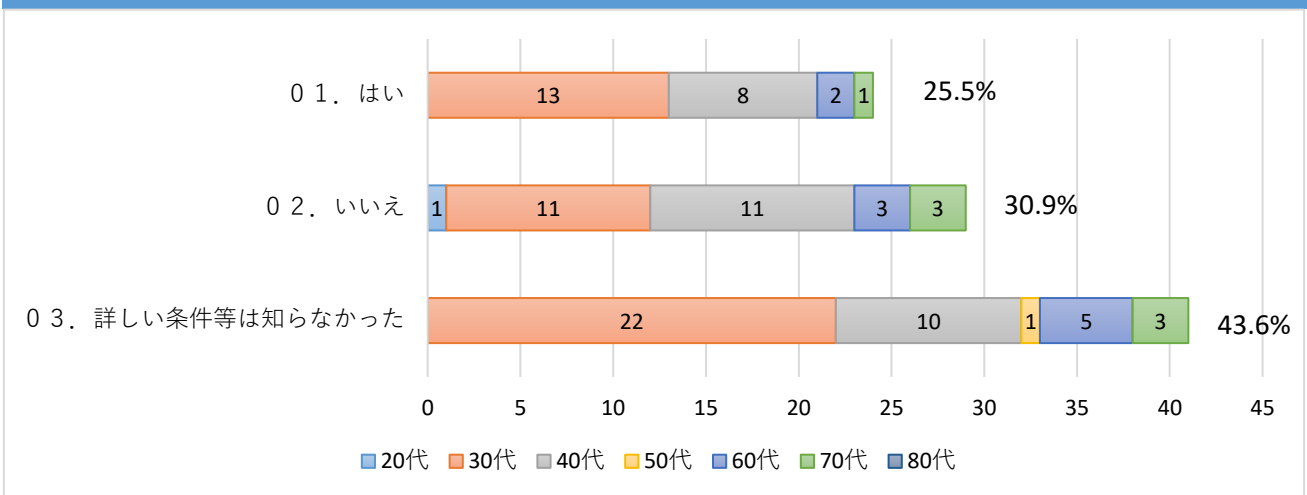
<コメント>

各施設において、保育料以外に実費で徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費等）は保護者負担となります。

保育園及び認定こども園においては、現在、保育認定（2号認定）の3～5歳児の給食費のうち、主食（お米など）分は直接、保育園にお支払いいただき、副食（おかず）分は（保育料の一部として）市を通じて、保育園等にお支払いいただいております。

10月以降、保育料は無償化となりましたが、今まで保育料に含めてご負担いただいていた副食分は、主食分と合わせて引き続き保護者負担となります。なお、0～2歳児の保育認定のお子さんは、引き続き保育料に含まれるため、現在の取り扱いと変わりません。

問 1 1 3～5歳児までの幼稚園に通っている子どもたちのうち、保育の必要性の認定を受けた方は、園の預かり保育料が月額11,300円を上限として無償化されることをご存知ですか。



<コメント>

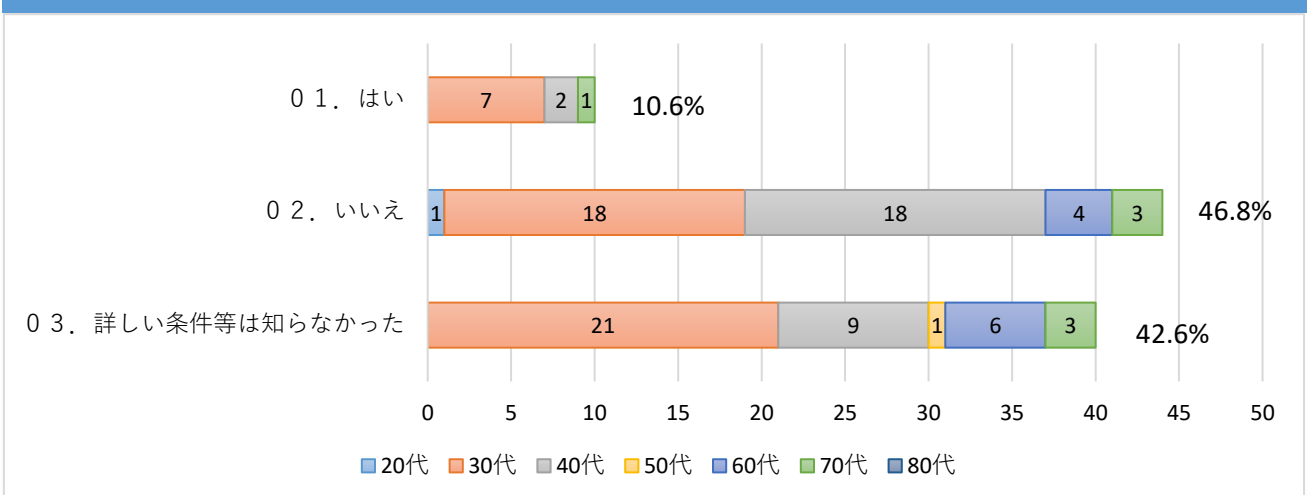
幼稚園にお子様に通園されており、園の預かり保育を利用される方のうち、我孫子市の保育園に入園する場合と同等の要件を満たし、市から「保育の必要性の認定」を受けた方は、幼稚園の預かり保育料部分も無償化となりました。

ただし、満3歳児については、市民税非課税世帯に限り無償となります。

具体的な給付額は、保護者が園の預かり保育を利用した日数×日額450円で給付上限額を算定し、実際に園に支払った預かり保育料と給付限度額を比較して、低い方となります。

なお、給付には月額上限があり、3歳児クラス以上の子どもは月額11,300円、満3歳児については月額16,300円が、それぞれ上限となります。

問 1 2 年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもたちについては、副食費が月額4,500円を上限として無償となることをご存知ですか。



<コメント>

今回の幼児教育・保育の無償化においては、食材料費部分は無償化の対象外とされています。

ただし、幼稚園、保育園、認定こども園等の子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得階層にかかわらず第3子以降の子どもの副食材料費(おかず等)については、月額4,500円を上限に免除となりました。なお、弁当を持参している場合は、対象外となります。